**平成２２年（フ）第５１８号**
青森市浪館前田１丁目19番29号　コーポファーラＡ－１－１
債務者　澤田智恵子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１６４号**
青森県弘前市大字城南２丁目14番地６
債務者　片桐　順二
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２５０号**
青森県黒石市大字上山形字村岸11番地
債務者　稲宮　秀明
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２５１号**
青森県弘前市大字兼平字林元38番地１
債務者　簗田　家光
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２６５号**
青森県弘前市大字松原西３丁目７番地７
債務者　川村　　裕
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第２６９号**
青森県弘前市大字城東４丁目８番地６　エステート城東201号
債務者　齊藤　望美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２２年（フ）第１５１号**
鹿児島県鹿屋市吾平町麓51番地１
債務者　井手　寿夫
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２２年（フ）第２２０号**
大阪府羽曳野市島泉９丁目11番11―408号、前住所青森県八戸市大字湊町字館鼻43番地８
債務者　山方志津子（旧姓河村）
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

**平成２２年（フ）第７５号**
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2032番地１県営中津住宅409号室
債務者　古家　修二
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第７６号**
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2032番地１県営中津住宅409号室
債務者　古家　妙子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第７７号**
島根県八束郡東出雲町大字揖屋町2032番地１県営中津住宅409号室、住民票上の住所松江市岡本町1553番地６
債務者　古家　孝則
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第２５１号**
福島県いわき市泉町１丁目７番地の５　東側号室、前住所福島県いわき市泉町１丁目17番地の４
債務者　小川　和美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第２５２号**
福島県いわき市泉町１丁目７番地の５　東側号室、前住所福島県いわき市泉町１丁目17番地の４
債務者　小川　香織
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第３０２５号**
名古屋市千種区自由ケ丘２丁目10番17号　啓周ビル206号
債務者　西山　定男
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１０６号**
福岡県京都郡苅田町尾倉１丁目７番地４　苅田ドミトリー203
債務者　綾戸　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係